令和5年度諫早市農業委員会 第7回総会議事録

- 1 開催日時 令和5年9月28日(木) 開会 午後2時00分~閉会 午後3時30分
- 2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室
- 3 出席委員 (19人)

会 長 20番 山開博俊 会長職務代理者 19番 久本純造

農業委員 1番久保繁 2番牟田 繁 3番西口雪夫

4番 立森和富 5番 前田貞松 6番 林田芳信

7番 平野和敏 8番 増田真美子 9番 補伽文夫

10番 森田正男 11番 中島康範 12番 松本秀徳

13番 江崎義明 14番 野田 浩 15番 泉野政則

16番 田渕勇二 18番 増山時子

- 4 欠席委員 (1人) 17番 池田武弘
- 5 議 案
- 第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
- 第5号 農地中山間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する 意見聴取の件
- 第6号 地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件
- 第7号 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)の件
- 6 報 告
- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6号の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願受理の件
- 第4号 農地法第5条の規定による農地転用届書受理の件
- 第5号 農業用施設届出書受理の件
- 第6号 非農地通知申出書受理の件
- 7 その他

8 事務局

局 長 諸岡昌史 次 長 増山義洋 主 任 境田正文 主 任 田中順子 事務職員 中山幸一

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和5年度 諫早市農業委員会 第7回総会」を開会いたします。 総会の定足数について、事務局より報告願います。

事務局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、19名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、17番・池田委員から欠席の届出があっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会 会議規則第19条第2項に規 定の議事 録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということでありますので、議事録署名人に4番・立森 和富委員、1 3番・江崎 義明委員のご両人にお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題 といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 1番、小野地区、赤崎町の農地3筆、計1,785㎡について、農業経営を行うため贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は1,785㎡です。軽トラックや耕うん機等の機械は所有されております。また農業に約30年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

2番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地4筆、計5,531㎡について、農業に精進するため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は5,531㎡です。軽トラックや耕うん機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約3年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約20分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

3番、飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆、計2,892㎡について、農業経営規模拡大を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は5,097.74㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されております。また農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

4番から10番は借受人が同一の案件ですので、併せて説明いたします。

- 4番、飯盛地区、飯盛町久保の農地1筆、1,053㎡
- 5番、飯盛地区、飯盛町久保の農地1筆、1.229㎡
- 6番、飯盛地区、飯盛町久保の農地1筆、1, 196㎡
- 7番、飯盛地区、飯盛町久保の農地1筆、569㎡
- 8番、飯盛地区、飯盛町久保の農地4筆、2.644㎡
- 9番、飯盛地区、飯盛町久保の農地1筆、2,687㎡
- 10番、飯盛地区、飯盛町久保の農地2筆、2,991㎡

計12,369㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借3年で借り入れる申請です。権利取得後の農地面積は30,761㎡です。トラクターやトラック等の機械は所有されております。農地所有適格法人ではありませんが、貸借契約が解除条件付の契約であること、地域との調和要件を満たしていること、重要な使用人が農業に常時従事するとのことで農地法第3条第2項第2号の農地所有適格法人以外の法人が農地を貸借する要件を満たしております。借受人の事務所から申請地までは車で約10分ですので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

- 11番、12番は譲受人が同一の案件ですので合わせて説明いたします。
- 11番、飯盛地区、飯盛町古場の農地2筆497㎡
- 12番、飯盛地区、飯盛町古場の農地6筆1,861㎡

計2,358㎡について、農業経営規模拡大を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は5,719㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約40年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。13番、高来地区、高来町船津の農地4筆、計3,712㎡について、農業経営規模拡大を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は13,093㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約30年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分以内でありますので機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。以上で議案第1号の説明を終わります。

- 議 長 議案第1号の説明がありましたので、1番・小野地区担当の委員さん補足説明を お願いします。
- 委 員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通しブロッコリーを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。
- 議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありません

か。

委

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通しみかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

このことについてですが、これまでこの方のお母さまが高齢だったため、近くの人に耕作をさせておられました。息子さんは、他県に住んでいらっしゃいましたが、定年になり今は県内に住まれています。これから農業をしようと思って贈与を受けられたと思いますが、自宅からは3、40分かかりますので、今後、息子さんが近くの方に貸される場合には、農業委員会を通して契約をされるよう助言をお願いします。5反の広さですので、農業委員会を通してもらったら、何かありました時に注意喚起もできますので、よろしくお願いします。

議 長 2番について、他にご質問はありませんか。

(質疑) (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありません か。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。 また、このことにつきましては、改めて事務局へお願いします。

議 長 次に3番から8番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通しカーネーション、ガーベラを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

委 員 4番から8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通しニンニク、唐辛子、生姜を栽培されると見込まれます。 権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議 長 3番から8番について、何かご質問はありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番から8番は、申請どおり許可することにご異議

はありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番から8番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次の議案第1号の9番は、2番委員に関する事項でございますので、農業委員会 等に関する法律第31条の規定により、2番委員の退席を求めます。

(2番委員退席)

議 長 それでは、9番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 9番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通しニンニク、唐辛子、生姜を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議 長 9番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、9番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、9番は、申請どおり許可することに決定いたします。 2番委員の入場を求めます。

(2番委員・入場→着席)

議 長 次に、10番から12番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 10番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通しニンニク、唐辛子、生姜を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

委員 11番、12番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し里いも、大根、ニンニクを栽培されると見込まれます。 権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議 長 10番から12番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、10番から12番は申請どおり許可することにご異 議はありませんか。 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、10番から12番は申請どおり、許可することに決 定いたします。

議 長 次に、13番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 13番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し水稲、蕎麦を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」 とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議 長 13番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、13番は申請どおり許可することにご異議はありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、13番は申請どおり許可することに決定いたします。 (議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といた します。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 1番、久山町の畑1筆57㎡について、住宅用地とする申請です。追認となるものです。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地について、平成6年に隣接地に自宅が建設され、車庫として利用されてきました。現状のまま利用するため、被害の恐れはありません。雨水については、自然流下で既存の水路へ、汚水については発生いたしません。隣接する農地は自己所有であり、既に設置されておりますので追加の資金はありません。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出があっております。

2番、西里町の畑1筆10㎡について、水路用地とする申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地についてですが、議案第3号9番・10番に関連しますが、住宅用地として売買する際に、隣接する宅地に湧水があり常時畑の橋を流れていたため、今回の売買に併せて水路用地とするものです。宅地造成工事に併せて底張り舗装を行い、道路側溝に接続するとのことです。隣接する農地は無く、宅地造成の際に施工するため費用は発生しないとのことです。

3番、飯盛町平古場の畑1筆52㎡について、倉庫用地とする申請です。追認となるものです。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地について、平成9年に隣の自宅と一緒に建設され、倉庫として利用されてきました。現在のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については、自然流下で既存の水路へ、汚水については発生いたしません。隣接する農地は自己所有であり、既に設置されておりますので、追加の

資金はありません。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、 顛末書の提出があっております。

議 長 議案第2号の説明がありましたので、1番・真津山地区担当の委員さん補足説明 をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用 計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。 ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に2番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用 計画図等から判断して、水路用地に転用することについて適正であると思われます。 ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に3番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用 計画図等から判断して、倉庫用地に転用することについて適正であると思われます。 ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第3号) 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といた します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 1番、本明町の畑1筆57㎡の農地を隣接するグループホームの事業所用地と する転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は所有権移転 農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、庭園を整備しグ ループホーム利用者が健康維持のために花壇の整備や散策に利用するものです。 造成は行わず現状のまま利用します。隣接する農地は無く、現状のまま利用する ため追加の資金はありません。

2番、本明町の畑1筆27㎡の農地を隣接するグループホームの事業所用地とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は所有権移転、農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、既にごみ収集ボックスを設置し利用をしていたところ、当該地が農地であることが判明したため、一旦撤去し現状復旧を行い、今後も利用する意向があるため許可を取るものです。造成は行わず現状のまま利用します。隣接する農地は無く、現状のまま利用するため追加の資金はありません。

3番、小野島町の田2筆498㎡について、住宅用地とする転用申請です。契約 内容は使用貸借権設定、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、木造平屋建ての住宅を建築いたします。土地の造成はなく、現状のまま利用し、西側はブロックによる土留め工事を行い土砂等の流出が無いようにいたします。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。また、都市計画法第43条第1項開発許可申請中です。

4番、中通町の田 1 筆 3 8 2 ㎡について、住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準は 1 0 h a 以上広がりがある農地に隣接しているので第 1 種農地に該当し原則不許可となりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当しております。申請地ですが、木造平屋建ての住宅を建築いたします。土地の造成については、盛土を最高 0.7 m施し、擁壁を設置し土砂等の流出が無いようにいたします。雨水については既存の水路へ放流します。汚水等については合併浄化槽を設置し、同じ水路へ放流します。隣接する農地はなく、資金については融資証明書で確認しています。なお、地区別協議会でお話がありました隣接地で、もみすりが行われていることについては説明済みとのことです。

5番、貝津町の畑及び田5筆729㎡について、併用地として隣接する原野等と併せて開発面積3,318.19㎡を店舗用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買となっております。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、木造平屋建ての店舗と駐車場を整備する申請となります。土地の造成については、盛土を最高1.5m、切土を最高0.1m施し、L型擁壁及びフェンスを設置し土砂等の流出、物品の飛散防止を図り隣地等に影響がないようにいたします。雨水については、隣地の開発整備排水路へ接続します。汚水については、下水道に接続します。隣接する農地は無く、資金については融資予定証明書で確認しております。また、都市計画法第29条第1項開発許可申請中です。

6番、下大渡野町の田1筆372㎡について、住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準

については、本野出張所からおおむね300m以内にある農地ですので、第3種農地に該当しております。申請地ですが、木造平屋建ての住宅を建築いたします。土地の造成については、切土を最高1.3m施し、擁壁を設置し土砂等の流出が無いようにいたします。雨水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地は無く、資金については融資予定証明書で確認しております。また、都市計画法第43条第1項開発許可申請中です。

7番、長田町の畑1筆274㎡について、住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可となりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当しております。申請地ですが、木造平屋建て住宅を建築いたします。土地の造成はなく現状のまま利用いたします。雨水については溜桝を経由して道路側溝へ放流します。汚水等については下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。また、都市計画法第43条第1項開発許可申請中です。

8番、長田町の畑1筆137㎡について、駐車場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、水管・下水道管の2管が通る道路に接し、おおむね500m以内に2以上の公共施設がある農地ですので、第3種農地に該当しております。申請地ですが、自家用車の駐車場4台分を整備するものです。土地の造成については、切土を最高0.5m施し、ブロック積みの土留め工事を行い土砂等の流出が無いようにいたします。雨水排水については道路側溝に放流し、汚水については発生しません。隣接する農地は無く、資金については通帳等で確認しております。

9番、西里町の畑1筆 240㎡について、住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買です。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、木造2階建ての住宅を建築いたします。造成については、盛土を最高0.45m、切土を最高0.9m施し、擁壁を設置し土砂等の流出を防ぎます。雨水排水については道路側溝へ接続し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置し道路側溝へ放流します。隣接する農地はなく、資金については融資証明書で確認しています。また、都市計画法第43条第1項開発許可申請中です。

10番、西里町の畑1筆 260㎡について、住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買です。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、木造2階建ての住宅を建築いたします。造成については、切土を最高0.8 m施し、擁壁を設置し土砂等の流出を防ぎます。雨水排水については道路側溝へ接続し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置し道路側溝へ放流します。隣接する農地はなく、資金については残高証明書で確認しています。また、都市計画法第43条第1項開発許可申請中です。

11番、多良見町西園の田1筆40㎡について、住宅用地とする転用申請です。 契約内容は所有権移転の売買です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地 の立地基準については、大草出張所からおおむね300m以内にある農地ですので、 第3種農地に該当しております。申請地ですが、現在の駐車スペースが狭く道路に はみ出して駐車していたため、敷地の拡張を行うものです。造成については、盛土 を最高0.7m施し、ブロック擁壁を設置し土砂等の流出を防ぎます。雨水排水に ついては自然流下で道路側溝へ接続します。隣接する農地はなく、資金については 通帳の写しで確認しています。

12番、飯盛町平古場の畑2筆合計3,263㎡と併用地として隣接の原野、里道・水路の一部を合わせまして開発面積9,358.07㎡について、特定建築条件付土地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、30区画の宅地造成を行い、この内、農地部分であります14区画については、特定建築条件付土地とする申請です。造成については、盛土を最高1.65m、切土を最高1.0m施し、擁壁を設置し土砂等の流出を防ぎます。また、東側河川側にはガードレールを設置します。雨水については開発地内に道路側溝を整備し、既存の水路・河川へ接続します。汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。また、市環境保全条例に基づく事前協議完了届出の提出がなされております。なお、地区別協議会でお話がありました西側にあるビニールハウス所有者への計画の説明はしているとのことです。申請地からハウスまでは水路と里道を挟んでおり、6~7m離れているので日照・通風に支障はないと考えているとのことです。

13番、高来町水ノ浦の畑2筆553㎡について、住宅用地とする転用申請です。 契約内容は使用貸借権設定、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地 基準は、10ha以上広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原 則不許可となりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当しており ます。申請地ですが、木造平屋建て住宅を建築いたします。土地の造成はなく現状 のまま利用いたします。雨水については申請地内に側溝を整備し、道路側溝へ放流 します。汚水等については下水道に接続します。隣接する農地は自己所有であり、 資金については融資証明書で確認しています。以上となります。

議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番と2番・諫早地区担当の委員さん補足 説明をお願いします。

委員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、事業所用地に転用することについて適正であると思われます。

2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地計画図等から判断して事業所用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 1番と2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用 計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。 ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 3番について、なにかご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用 計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。 ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 4番について、なにかご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することのご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、5番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用 計画図等から判断して、店舗用地に転用することについて適正であると思われます。 ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 5番について、なにかご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありません か。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、6番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用

計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。 ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 6番について、なにかご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので6番は申請どおり許可することにご異議ありません か。

議 長 ご異議がないようですので、6番は、申請どおり許可することに決定いたします

議 長 次の議案第3号の7番は、3番委員に関する事項でございますので、農業委員会 等に関する法律第31条の規定により、3番委員の退席を求めます。

(3番委員退席)

議 長 それでは、7番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用 計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。 ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 7番について、なにかご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番は申請どおり許可することにご異議はありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番は、申請どおり許可することに決定いたします。 3番委員の入場を求めます。

(3番委員・入場→着席)

議 長 次に、8番から10番について、長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用 計画図等から判断して、駐車場用地に転用することについて適正であると思われま す。ご審議のほどよろしくお願いします。

委 員 9番と10番、併せて説明させていただきます。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 8番から10番について、なにかご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、8番から10番は申請どおり許可することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、8番から10番は、申請どおり許可することに決定 いたします。

議 長 次に、11番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用 計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。 ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 11番について、なにかご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、11番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、11番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、12番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用 計画図等から判断して、特定建築条件付土地に転用することについて適正であると 思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 12番について、なにかご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、12番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、12番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、13番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用 計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。 ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 13番について、なにかご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、13番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、13番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議 (議案第4号) 題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 1番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地3筆、8,766.08㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借5年で借り入れる新規の申出です。申出人は、みかんの生産を主体に経営されています。

2番、小野地区、赤崎町の農地1筆880㎡、森山地区、森山町下井牟田の農地8筆、6,006㎡計6,886㎡について、農業経営規模拡大を行うため、贈

与を受ける申出です。申出人は、水稲の生産を主体に経営されています。

以上、1番から2番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次の議案第4号の2番は、12番委員に関する事項でございますので、農業委員 会等に関する法律第31条の規定により、12番委員の退席を求めます。

(12番委員退席)

議 長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたしま す。12番の入場を求めます。

(12番委員・入場→着席)

議長 続きまして、関連がありますので、議案第4号の3番から7番、議案第5号 (議案第4号) 「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」に (議案第5号) ついて、一括して議題とします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号の3番、小野地区黒崎町、赤崎町、小野島町の農地15筆、20, 408㎡を議案第5号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。 権利の設定を受ける者は、水稲、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利 の設定を受けることにより農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の4番、小野地区小野島町の農地9筆、16,831㎡を議案第5号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の5番、小野地区小野島町の農地2筆、7,524㎡を議案第5号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大農に繋がります。

議案第4号の6番、多良見地区多良見町西園の農地1筆、3,500㎡を議案第5号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、みかんの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることによ

り農業経営規模拡大農に繋がります。

議案第4号の7番、高来地区高来町泉の農地1筆、2,037㎡を議案第5号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、玉ねぎ、蕎麦、馬鈴薯、ふきのとうの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農地中間管理事業の活用に繋がります。

事 務 局 続きまして、議案第5号の農用地利用集積等促進計画の変更について、説明しま す。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている本野地区上大渡野町の農地2筆、1,643㎡について、議案第5号の6番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。権利の設定を受ける者は、人参、大根水稲の生産を主体に経営するとのことで、今回、新規に就農を行うため、権利の設定を行うものです。契約内容は、賃貸借となっており、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年10か月となっています。

以上 第4号議案の3番から7番までの申出は農地中間管理事業の実施に係る ものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満 たしています。また、第5号議案の1番から6番までの農用地利用集積等促進計画 は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成さ れたものであります。以上で説明をおわります。

議 長 議案第4号の3番から7番、議案第5号の1番から6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第4号の3番から7番を許可し、議案第5号 の1番から6番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号の3番から7番を許可し、議案第5号の 1番から6番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(議案第6号) 次に、議案第6号「地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」を議題 といたします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 本案は、地籍調査課が地籍調査を実施した結果、農地等に係る登記地目の変更を 予定している土地について、農業委員会の意見を求められているものです。内容に つきましては、貝津町の一部貝津第1の2地区で、市街化調整区域内の農地1筆を 農地から農地以外への変更が予定されています。本案は許可不要案件等で、かつ転 用履歴の確認がとれておりますので「意見なし」で回答したいと思います。以上で 説明を終わります。

議 長 議案第6号の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、地籍調査による農地地目の変更について「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、地籍調査による農地地目の変更について「意見なし」 とすることに決定いたします。

(議案第7号) 次に、議案第7号「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)の件」 を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)」について ご説明いたします。

5月から7月にかけて農業委員・推進委員さんからのご意見を提出いただき、今月7日の運営委員会での協議を経て、市長へ提出する意見書として取りまとめたものです。意見書は大きく4つの項目に分けて作成しております。それぞれ主な点について述べていきます。議案のページは16ページからです。

1点目として担い手への農地利用の集積・集約化の推進について市が策定する「地域計画」において、重要なものである「目標地図」の素案作りを農業委員会が作成することとなっているが、これにあたり、各地域における農地の出し手・受け手の意向を随時把握するための活動が 重要となることから、円滑に作成されるよう各関係機関とも連携して、農業委員・推進委員への十分な活動支援をお願いしたい。 また、「地域計画」の策定にあたっては、守るべき農地がしっかりと示されていくことも併せて要望したい。

次に、基盤整備が実施された地域では、担い手への集積が図られていることから、 基盤整備事業の推進や担い手農家が必要な機械の充実を図るための支援を求める。 また、干拓地等の水田地域における排水対策事業などの事業の継続・拡充を求める 文言としております。

次に、大きな項目の2番、耕作放棄地の発生防止と解消に関する施策の推進についてでございますが、中山間地域に多く点在する小規模及び不整形地や傾斜地など農業生産性について不利な農地に対し、圃場条件の改善につながる農地耕作条件改善事業等の積極的な活用を求める。遊休農地の解消及び維持管理に取り組むため、農地中間管理機構による遊休農地解消緊急対策事業の活用や、多面的機能支払交付金制度の充実が図られるよう求める。また、遊休農地発生防止の一環として、中小規模の家族経営農家の育成支援に取り組むことを求める文言としております。

次に、大きな項目の3番、新規参入等に関する施策の推進についてですが、新規 就農者にとって、農地や農業用施設の確保、技術の習得、資金の確保などが参入に あたっての大きな障壁となることから、従来の支援制度だけではなく、市独自の助 成や支援を拡充し、人材育成・確保対策を講じるよう求める。

新規就農者に対する、今までの支援策についての効果や定着率、離農した者について、その理由などの検証。また、親元就農者や小規模就農希望者が新規参入しやすい助成制度の構築や経営のノウハウを持つ農家による技術研修などのサポート体制など、安定した農業経営が行えるよう、地域でも支える取り組みの推進を求める文言としております。

その他、有害鳥獣等の対策について、イノシシの被害防止対策は、メッシュ柵や 電気柵を設置することで、農作物への被害防止の効果が認められるが、補助要件と して受益戸数3戸以上の申請が必要となっており、隣接農地の所有者の同意が得られない場合、補助対象とならないなど不都合が生じていることから、個人での申請が可能となるよう検討をお願いしたい。

また、近年諫早湾干拓の干陸地などで、イノシシが繁殖し増加しており、そこから近隣の田畑へ侵入して農作物に被害が及んでいる状況であるため、干陸地の雑木を定期的に刈り取るよう管理者である国や県に働きかけを求めることとしております。

農業経営の安定化に対する支援について、ウクライナ侵攻による社会情勢の不安定化や急激な円安により、農業用資材・燃油・肥料・飼料等の価格高騰や電気料金の値上げが続いているため、農業経営の維持がさらに厳しくなっている状況にある。国・県・市において支援策を講じられているが、既存の制度では十分に対応しきれていないと思われるので、支援の継続と充実を国・県に要望するとともに、市独自の対策も併せて求める。また、担い手だけでは農業生産を維持することが難しくなってきており、他に農作業に従事する労働力が必要であるが、人材確保が難しくなってきており、他に農作業に従事する労働力が必要であるが、人材確保が難しくなっているため、通年作業や、農繁期における一時的な雇用に対して、外国人材も含め多様な人材の活用による労働力を確保するための支援や、人件費(賃金)に対しての支援を国・県に対して働きかけを求めることとしております。以上で議案第7号の説明を終わります。

議 長 議案第7号の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(質疑)(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書に ついて、ご了承をお願いいたします

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事 務 局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。諫早・本野地区から1件、小栗地区から1件、真津山地区から2件、長田・森山地区から1件、多良見地区から3件、森山地区から3件、飯盛地区から1件、高来地区から1件、小長井地区から1件、合計14件出ています。届出理由は、2番が遺贈により農地の所有権を取得したため、他13件は全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号 「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。小野・森山地区から1件、小野地区から1件、飯盛地区から1件、合計3件の通知が出ています。解約理由としましては、1件が贈与するため、1件が農地中間管理機構に貸し付けるため、1件が耕作者を変更するため、となっております。

報告第3号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願受理の件」について報告します。1番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,428㎡につきましては、平成8年10月29日付で許可された件について、許可後、都合により耕作できなくなったとのことで、今回許可処分の取消願が提出され、受理しております。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきまして

ご報告いたします。

1番、金谷町の畑1筆303㎡を住宅用地(分譲住宅)とする売買の届出です。

2番、新道町の畑1筆344㎡を住宅用地(分譲住宅)とする売買の届出です。

3番、新道町の畑1筆595㎡を住宅用地(分譲住宅)とする売買の届出です。

4番、多良見町中里の畑1筆301㎡を店舗用地とする賃借の届出です。

報告第5号 農業用施設届出書受理の件につきましてご報告いたします。

1番、川床町の田畑3筆合計495㎡の内156㎡に農業用倉庫を設置する届出です。 2番、多良見町西園の田1筆271㎡の内183㎡に農業用資材置場を設置する届出です。

報告第6号、非農地通知申出書受理の件について報告いたします。

諫早地区から1件、有喜地区から3件、真津山地区から1件、長田地区から1件、多良見地区から1件、飯盛地区から2件の合計9件の非農地通知申出書を受理いたしました。いずれも山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします

議 長 以上を持ちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。お諮りします。 議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありまし た場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては議長に委任すること に決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農地法第3条許可	13件
議案第2号	農地法第4条許可	3件
議案第3号	農地法第5条許可	13件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	7件
議案第5号	農地中間理事業に係る農用地利用集積等促進計画	6件
議案第6号	地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取	1件
議案第7号	農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書	1件

以上、審議件数は、全部で44件でございました。以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。委員さん方からなにかご質問等はありませんか。

委員解除条件付契約についてお尋ねします。私どもの地区で農地を返還する際に、荒れた状態で返還されたことがありました。といいますのも、麦や米と違って果樹園は、カズラが生えたり、雑草が生えたりしますので、荒れてしまうわけです。中間管理機構を通して契約すると、解約後2年間は、中間管理機構が管理してくれるという話も聞きましたが、3条で契約されていたので、そういうわけにもいかず、私が間に入って話をしまして、木を伐採して、更地にしてもらうことになりました。そういうことがありましたので、今後3条で借りるときは、必ず解約条件条項を入

れてもらわないと、荒れ地になった状態で返還されることがあるので、その辺について、お伺いしたいです。

事 務 局 3条で借りる場合、原状に戻して所有者さんに返還するということについては、 3条の契約書のひな型には入っておりますが、必ず入れなさいということは難しい ところです。果樹の木がもともと植わっていてそのまま返還するのか、新たに新植 して育ってきたものを、10年経って契約が終わったので伐採して返還するのか、 色々なケースがあると思いますが、そこは初めに話をしておくことが大切かと思い ます。

委員 わかりました。

事 務 局 解除条件付きということのそもそもの意味が、農業を生業としていない法人さんが農業に参入される場合に農地を借りる際、きちんとされないと解除させますよという内容を入れることで、一般の法人さんも借りることができるというものです。 農地所有適格法人さんが借りる際にはつけないものです。

委員 先ほどの委員さんのお話は、特殊なケースとして、果樹園やビニールハウスなどで荒れたままでの返還となったときに、地権者が困ったり、農業委員、推進委員が間に入って話をしなければならなくなるなど、そういう問題を防ぐためにも、荒れさせないように、など、契約にきちんとした文言を入れることなどについて、事務局にだけ負担させるのではなく、農業委員、推進委員、事務局が連携をとって、対応していかなければならないということではないかと思いますので、よろしくお願いします。

委員 先ほどのケースでも、ベルトコンベアーなどの機器類の故障については契約内容に入っていたんですが、返還する際に原状に戻すとかの内容は入ってなかったわけです。なので、3条で貸し借りをするときに、事務局で確認を取ってもらえたらと思って提案しました。

事 務 局 あくまでもひな型ですが、目的物を返還する際は、天変地異など特別な事由があったとき以外は原状に復して返さないといけないとは入っているのですが、原状というのが、どのような状況なのかを具体的にすり合わせをしておく必要があるということですね。

委 員 そういう意味です。

事 務 局 3条についてですが、土地の貸し借りの許可について、農業委員会で諮っていただいてますが、そこから先の契約書関係については、ひな型はありますが中身についてはそれぞれのケースバイケースで作成するもので、それについては、当事者同士の話になります。こちらとしましては、契約書があるかないか、というだけで、契約書がないと3条の審議ができないということではないわけです。農業委員会で審査するのは、5条とかで一時転用で農地を資材置き場にする場合などは、元に戻すようにとなっていますが、3条は、農地を農地として使うので、その維持については当人同士の話になってきます。ただ、あからさまにひどいケースの場合は、農業委員会事務局や農業委員、推進委員に相談して借主などに働きかける必要もあるかと思います。

- 委員 わかりました。今後は、私どもの地域では、3条で上がってきたときは農業委員が確認をするように、申し送りをしたいと思います。
- 委 員 先ほどの質問の中で、中間管理機構を通した場合に、2年間管理してくれるというお話でしたが、その際の費用は中間管理機構で出していただけるんでしょうか。といいますのも、うちの地区では、中間管理機構を利用することが増えてきましたが、広い場所はすぐに借り手がつきますが、狭い場所はなかなか借り手がつかない状況です。その2年間の畑を耕す費用について中間管理機構から出していただけるんでしょうか。
- 委員 私どもの地区別協議会でも、その話が出ましたが、以前から中間管理機構を利用して貸し借りをしたところ、2年間は見てもらえるということでしたが、そのまま荒れたままだったそうです。そこで、その地区の推進委員さんが、市の担当課に話をしたところ、それを管理する人がいないということだったそうでした。その推進委員さんが、委託を受けて管理をされたそうです。ですので、こちらから働きかけた方がよいと思います。
- 議 長 これは、狭い農地ですか。
- 委 員 ここは狭い農地だったので、隣の方が管理してくれるということでしたが、その 費用だけでも出していただけたら、という状況です。
- 委 員 中間管理機構でそういう条件をだしているのだから、本来は中間管理機構がやらなければいけないことです。それをしていないということは、そういう条件を書いてはいけないと思います。
- 委員 なので、中間管理機構は賃借料を借主から受け取って、それを地権者に返すので、 収入源というのはないんです。そういうことで、契約が切れた後借り手が見つから ない場合も、公社が借り手を探しているわけではなくて、上がってきたものをその まま出している状況です。なので、今後、このような案件があった場合は、事務局 の方でまとめてもらって、担当部署や県などでも話をしていかなければ、と思うの で、よろしくお願いします。
- 委 員 現状として、貸し手はいますが借り手がいない状況なので、本来は、中間管理機構がそういうところに力を入れていかなければならないのにできてないものだから、農地が山林化していってる現状だと思います。その辺を解決方法がないか皆さん方と一緒に解決していければと思っております。
- 事 務 局 いろいろなご意見ありがとうございました。委員さんが仰られたように、現場の 方では、中間管理機構の問題がかなり出てきているのかなと感じております。先ほ ど、委員さんが仰られたように、事務局としても、事例等を整理していって、機会 を捉えて意見を伝えていきたいと思います。

また、本日は、意見書の方、ご承認いただきましたが、こういった意見書を提出する機会は来年もありますので、今後もこのような問題について、皆さま方からご意見をもらいながら、改善をしていって、遊休農地がこれ以上進まないようにしていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、これをもちまして、令和5年度諫早市農業委員会第7回総会を閉会い

たします。長時間にわたり、ありがとうございました。

議	長			
議事録	署名人			
議事録	署名人			